

令和8年度 葉山町議会2月定例会
一般質問プレゼンテーション資料
2026.3/17 (TUE)

1. 学校教育現場の環境整備について

- A) 多様化する学び場のあり方について
- B) 中学校通知表のあり方について
- C) 相談・連携・対応までのあり方について

2. 住み続けたい町にするための施策について

- A) 子どもまん中の町にするための施策について
 - ①子どもの権利条例について
 - ②子育て支援拠点や児童館の今後について
- B) 公共交通の取り組みについて
- C) 葉山の山の整備・保全について

Presenter : Jissei Ishioka



学校教育現場の環境整備について

多様化する学び場のあり方について

普通級・支援級・リソースルーム について

Q1. 現状の各教室のそれぞれの役割・特徴は？

- ⇒
- ・通う児童生徒の状況。
 - ・各教室の独立性や横断性については？

〔CACE 1〕中学校の支援級に通う生徒一例

- ・その生徒は、小学生の頃から普通級に馴染めない特性があり、支援級に通っていた。
- ・その流れから、中学でも支援級に通う事になった。
- ・但し、その生徒は学力等は至って普通かそれ以上で、支援級に通う理由はあくまでも大人数が居る教室には馴染めないだけ。
- ・そんな生徒が、日々受けている授業内容…例えば算数(数学)…「足し算」や「引き算」

これでは、どんどん学力が低下してしまうのでは？

特別支援級のそもそもの制度上、“やむを得ない”で片付けられるのか!?
これからの時代は、様々なシーンに合わせた改善が必要では？

このような事例は、全国的にも議論が深まっている問題のようですが、文部科学省より「通級指導教室(リソースルーム)の拡充が求められていると伺っています。



〔CACE 2〕ケース1の生徒がリソースルームへ移動

- ・基本的なルールとして、「普通級」⇔「支援級」は自由に行き来できない。
- ・高校受験も視野に入れて、学校側と何とか交渉を重ねリソースルームに通う事が許された。
- ・までは良かったが、基本は自主的に学習しないと、支援教員？支援員？が授業をしてくれたり勉強を教えてくれる訳ではない。
- ・学校側に相談すると、普通級で展開されている授業を垂れ流す(LIVE配信)くらいなら可能と言われた。

Q2. これからの「支援級」は“混在型”のみの運営では難しい状況なのでは？

- ⇒
- ・「知的支援」と「情緒支援」に分ける必要があるのでは？

学校教育現場の環境整備について

多様化する学び場のあり方について

〔CACE 1～2〕の制度上の問題

障害種別と 学習内容の不一致

①知的障害特別支援学級

知的障害特別支援学級の教育課程
(基礎学習・生活中心)

②情緒・自閉症特別支援学級

通常の学習指導要領に準ずる

支援級が「不登校の 受け皿」になっている？

本来支援級は障害教育の場。

しかし、実際の現場では…

- ・不登校
- ・集団不適応
- ・発達特性

等の生徒が混在している?!

心理的セーフティクラス的な運用

Q3. こうした制度上の問題についての見解と今後の対応策は？

- ⇒ 通級との使い分けは？
- ・学習指導要領に準じた学習機会の確保は？
- ・学力保障・進路保障はどのように担保していくか？

学校に通えることはもちろん重要。しかし同時に、その時間が生徒の将来にとって意味のある学びとなっているのかが重要では？



学力保障が制度上 担保されていない

支援級では、個別の教育課程
が作られる？

この状況で起きる問題が…

学力の空白

迫り来る高校受験に、制度上、進路
保障と教育課程が連動していない。

全国で「情緒支援級」が急増中

文部科学省のデータでは…

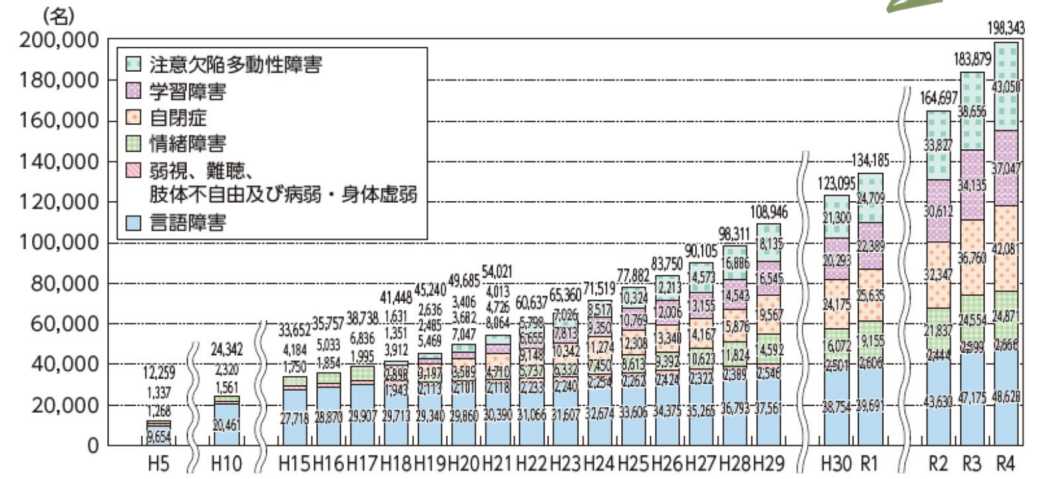
2006年＝約3万人

2024年＝約20万人

桁外れの伸び率に
制度が追い付いていない
自治体が多数とのこと。
おそらく葉山も同じ状況？



■ 図表3-2 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(障害種別)



※通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

学校教育現場の環境整備について

中学校の通知表のあり方について

実際の現場からの検証

話を伺っていて
とても悲しい気持ちと
大きな疑問が
残りました



〔CACE 3〕リソースルームに通う生徒の通知表の扱いについて

- ・ある生徒の保護者には、クラス担任から「普通級に通っていない生徒へ仮に通知表を渡す際は“オール1”になります。出さないという事も出来ますがどうされますか？
- ・一方、別な生徒の保護者には、そのような説明がなく…。家族二人三脚で自宅学習を強化し定期テストに臨み、結果90点～100点に近い高得点を複数教科でマーク。しかし、本人も楽しみにしながら渡された通知表は“1～2”だった。



Q1. まずは、リソースルームに通う生徒への通知表の扱いについて教育委員会として把握はしていたのか？

- ⇒
- ・通知表を出す出さないの選択制について
 - ・その評価基準やルールについて

*特に、リソースルームに通う生徒への採点は“オール1にする”
或いは低評価にする流れについて。

そもそも通知表は「法律上の義務」ではない

1. 学校教育法、学校教育法施行規則では
 - ・ **指導要録を作成すること**
(学習の記録 / 出欠 / 特記事項など)
2. 通知表は、学校が保護者に説明資料が原点?!
通知表は、学校側から保護者に対し、生徒の日頃の活動や学習への取り組みなどをお知らせするツールなのでは？
3. 全国的にも問題になっている事例
 - ・ 支援級 → 普通級の成績がつかない
 - ・ 別カリキュラム扱い
 - ・ 評価不能 → 1⇒文科省からも合理的配慮の観点から見直しを求める指導が出ているはず。



「インクルーシブ教育」とは!!
を今一度、学校側と一緒に、しっかり考えて頂きたい!!



Q2. 現行の通知表制度(基準)の見直しを早急にすべきでは？

- ⇒ 現行では、明らかに「インクルーシブ教育の矛盾」が生じています。子ども努力を無駄にしないように「リソースルーム利用生徒の学習評価のあり方について」新たな基準を設けるべき!!

学校教育現場の環境整備について

相談・連携・対応までのあり方について

学校保護者との意見交換から出た話の要約



相談内容の詳細については、個人の特定や担当職員等の兼ね合いもあるので…。
 掻い摘んで言うと「子どもが学校に行けなくなって、教育委員会や学校の先生
 に色々相談して、**ヤシの実の見学に辿り着けるまで1年半の月日を要した
 ケース**」保護者の方曰く…、これが通常なのだと思っていました。



【こうしたケースの問題点・課題】

●同じ組織内での相談のループ

保護者 ⇒ 学校 ⇒ 教育委員会 ⇒ 学校 ⇒ 保護者(逆のケースもあり)



- ・基本的に対応が鈍足（基本タームが1カ月）
- ・にも拘わらず結果が変わらない
- ・**結果、子どもの時間だけが過ぎる…。**

こうしたケースの
 相談は、年間を
 通して決して
 少なくありません。



こうした課題にどう向き合い、取り組むか？

教育相談（いじめ・不登校相談を含む）

〔現状の町のホームページ〕

町立小中学校児童・生徒についてお困りのことがありましたら、以下の相談窓口にお問い合わせください。

葉山町立小中学校の教育相談窓口

相談窓口	問い合わせ先	相談内容/相談を受ける者	相談時間
スクール カウンセラー (学校配置)	各学校 教頭	学校生活に関わる各種相談	学校閉校日を除く平日
		公認心理師・臨床心理士他、心理の専門家	
教育委員会 学校教育課指導係	046-876-1111 (代表) 内線7251	学校・学区・特別支援等学校教育全般	年末年始閉庁日・祝日を 除く平日 9時～17時

教育研究所相談窓口

相談窓口	問い合わせ先	相談内容/相談を受ける者	相談時間
教育研究所 (教育相談員直 通)	046-875-7296	学校生活・いじめ・親子関係・長期欠席・学習進路・身体健康・友人異性関係・非行・発達など	年末年始閉庁日・祝日を 除く平日 9時～17時
		教育相談員	

Q1. それぞれの相談窓口の機能の評価は？

⇒ 教育委員会として、それぞれの相談窓口をどう評価・分析しているか？



学校教育現場の環境整備について

相談・連携・対応までのあり方について

今後の課題の1番の着目点!!

“結果、子ども(保護者)の時間だけが過ぎるということ”

特に高学年から中学にかけての一年は学習・進路にとって極めて重い時間。また、中学生は3年間という短い期間の中で高校受験に向けた準備を強いられます。



R8年度からの
スクールロイヤー
の配置は素直に
評価します!!



【現状の相談窓口や制度だけでは解決しない問題?】

●教育セカンドオピニオン相談窓口の構築

- ・医療の世界では診断や治療に疑問がある場合、セカンドオピニオンという仕組みがる。
- ・現状の葉山町では、同じ学校組織内の判断で完結してしまうので、保護者や子どもが第三者の視点で相談できる窓口は存在しない。



※臨床心理士、スクールカウンセラー、教育研究所相談員、4月から配置予定のスクールロイヤーであっても基本は学校関係者に他ならない。

先進的自治体の取り組み事例

〔兵庫県川西市〕

『子どもの人権オンブズパーソン』

・日本初の自治体制度 ⇒ **子どもの権利救済の第三者機関**として設置。

※東洋経済オンライン
[Education x ICT]
2024.4/14



- 【制度】
 - ・市条例で設置
 - ・学校や教育委員会から独立
 - ・専門家が相談対応
- 【役割】
 - ・いじめ
 - ・**不登校**
 - ・学校トラブル
 - ・**教育対応の遅れ**



- ・調査
- ・学校への改善提言
- ・調整



Q2. 葉山町でも第三者機関の設立に向けた検討をすべきでは?

- ⇒ ・子ども権利条例の設置とも密接に関わってくる内容
- ※その他、小金井市、西東京市、国立市、最近では長野市の取り組みも良い事例! ?

学校教育現場の環境整備について

相談・連携・対応までのあり方について

学校保護者との意見交換から出た実情



家の子が年明けから急に不登校になった。
以前、部活の顧問と色々あって部活を辞めた頃から、少しずつ歯車が狂っていたようで、年末年始の休みの間に一気に気持ちが崩壊したようだ。

我が家はひとり親家庭という事もあって、生活を支えるために夜勤の仕事などもしているせいで、子どもの管理がうまく出来ていないのも事実。

クラス担任には相談するものの、これといったアドバイスはなく、時間だけが経過し迫りくる受験対策に親子共々不安を抱えている状態。



【こうしたケースの問題点・課題】

- ・子ども自身の悩みを友達や親意外に相談できる場所がない。
- ・学校の担任以外に、何処にどう相談していいかわからない。
- ・子どもとどう向き合っているのか？わからないでいる。

※特にひとり親家庭などにおいては、現実問題として日々の生活や仕事に追われているケースも多い。

両親がいる家庭でも、役割分担の中で疲弊している保護者も多い。



教育研究所の存在と利用状況について

教育研究所相談窓口

相談窓口	問い合わせ先	相談内容/相談を受ける者	相談時間
教育研究所 (教育相談員直通)	046-875-7296	学校生活・いじめ・親子関係・長期欠席・学習進路・身体健康・友人異性関係・非行・発達など	年末年始閉庁日・祝日を除く 平日 9時~17時
		教育相談員	

Q3. 年間の相談件数や主な相談内容は？

⇒ 相談内容はカテゴリー別など言える範囲で!!

Q4. 教育相談窓口の保護者への周知はどうしているのか？

⇒ 町ホームページ以外での周知情報は？



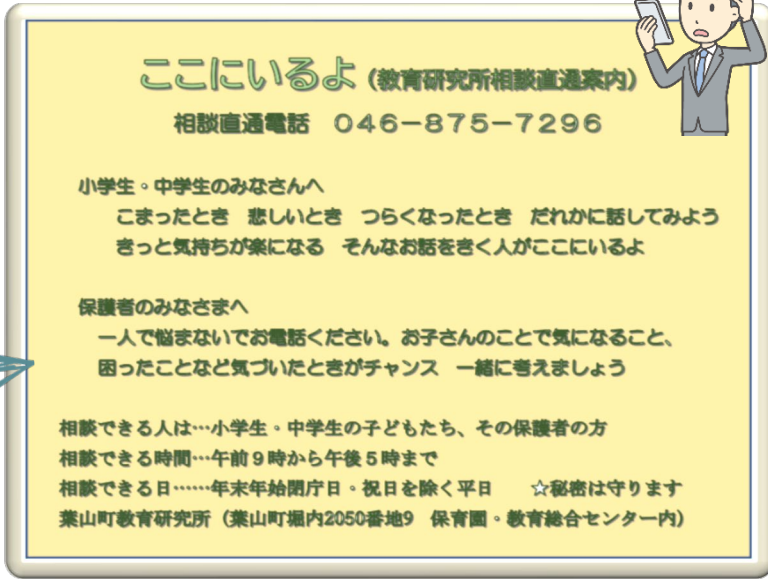
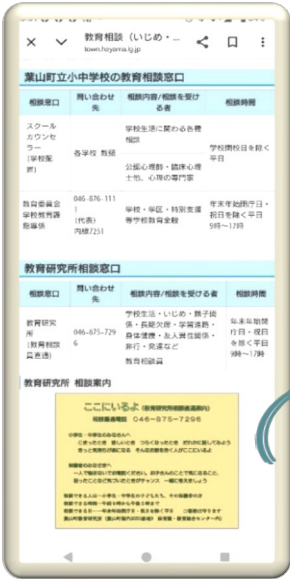
町のホームページを見る限り、その存在や役割が保護者に十分伝わっているとは言い難い印象を受けます。
特に、子どもの不登校や学校生活の悩みについて、**困ったときに「ここに相談すればよい」とすぐ分かるような導線**にはなってないと感じます。



学校教育現場の環境整備について

相談・連携・対応までのあり方について

現行の「教育相談窓口」ホームページの検証と考察



何だか見づらいなあ～



現状では「相談していいんだ」というメッセージが足りない!!

先進自治体では必ずいれている言葉

“こんなことで悩んでいませんか？”

- ・子どもが学校に行きたがらない
- ・朝になると体調が悪くなる
- ・友達関係が心配
- ・勉強についていけない。

不登校・いじめ相談を全面に打ち出したタイトルとメッセージへ

行政案内型⇒相談入口型へ

①悩みから探せる／②相談ダイヤル／③相談の流れ を記載!!

●タップ数4回でリーチ

- ①【子育て・教育】
- ②【入園・入学・教育相談(いじめ・不登校相談を含む)】
- ③【相談】
- ④【教育相談(いじめ・不登校を含む)】

【ページの特徴を分析】

- ・典型的な行政説明ページで緊急感がない。
- ・いじめ・不登校が括弧書きで積極的なスタンスには見えない。
- ・ビジュアル的にも文字が見ずらく、読みづらい。

Q5. ホームページの見せ方の再編をすべきでは？

⇒ もうホームページにあるから、プリント配布しているから…という時代ではない。

住み続けたい町にするための施策について

子どもまん中の町にするための今後について

〔子どもの権利条例について〕

令和6年(2024年)第4回定例会のリマインド

〔福祉部長の答弁〕

子ども計画の中で位置づけている権利保障の部分をしっかりやって、浸透させていければと考えている。いずれにしろ、子どもの権利を保障することの重要性は十分認識しているところだ。

〔教育部長の答弁〕

子供を真ん中にした社会、教育委員会としても目指すところだと思っている。学びを中心に地域の交流や町をつくる。今、教育委員会が進めている教育ビジョンの中でも、そうした大きな方向を掲げて進めているところだ。その上で、町部局、子ども育成課と教育委員会との協議、それから地域の皆様、幅広い議論というのは、当然のことながら必要なことだと承知している。

〔山梨町長の答弁〕

条例は、強い社会的背景や課題が共有されたときに作るべきもの。そのため現時点では、葉山町ではまだそこまでの共通認識には至っていない。国がこども家庭庁を作ったのは子ども重視の意思であり、その意思に沿った自治体としてまず努力することが大事だと考えている。その上で町民の中で条例の必要性が共有されたときに条例化の検討をするべき。

「子どもの権利条例」「子どもオンブズパーソン」等 条例に関する制定状況



※一般社団法人 地方自治研究機構より

昭和22年12月	児童福祉法制定	
平成6年4月	児童の権利に関する条約批准	
平成12年5月	児童虐待の防止等に関する法律制定	
平成13年12月	子どもの読書活動の推進に関する法律制定	「川崎市子どもの権利に関する条例」が全国初で制定
平成15年7月	少子化社会対策基本法制定	次世代育成支援対策推進法制定
平成18年6月	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律制定	
平成21年7月	子ども・若者育成支援推進法制定	
平成24年8月	子ども・子育て支援法制定	
平成25年6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律制定	いじめ対策防止法制定
平成26年11月	まち・ひと・しごと創生法制定	
平成28年6月	児童福祉法改正（児童の権利等の明文化等）	
令和4年6月	こども家庭庁設置法制定	こども基本法制定

「こども基本法」が制定されて、
一気に意識改革が始まる?!

おそらく、こうした法整備に乗じて子ども支援に特化した条例が先行してつくられてきたのでは?



住み続けたい町にするための施策について

子どもまん中の町にするための今後について

【「子ども・子育て支援に関する条例」の具体例】

- ① 理念的な規定を中心に定める条例
- ② 子ども支援及び子育て支援に関して総合的な施策の推進について規定する条例
- ③ 子育て支援に関する施策を中心に規定する条例
- ④ 少子化対策を中心に規定する条例
- ⑤ 子どもの育成を中心に規定する条例

※一般社団法人 地方自治研究機構より

【「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」の考察】



『子どもの権利保障をはかる総合的な条例』とは…

子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容を備えた条例

(例えば、子どもの権利についての理念や権利の具体的内容、家庭・学校・施設・地域など子どもの居場所・生活の場での権利保障のあり方、子どもの参加や救済のあり方、子ども施策の推進や検証のあり方、子どもの権利保障をはかる具体的な制度・しくみなどを規定するもの)

時代の流れの中で子どもを取り巻く環境は激変していて、更にそれらに付随する問題や課題、時に犯罪等も多様化・複雑化しています。

予測困難な時代にあって、これまでの経験値やマニュアルが機能しない世の中です。

“子どもまん中”の社会(町)に本気でするために、
我々大人(行政・教育委員会・議会)がすべきこと

まずは基本的な理念や権利を学び…
現状のままで子どもの権利が十分守られるのか？
子ども達が幸せに過ごしていけるのか？を協議する事!!

行政サイド〔子ども育成課〕

教育サイド〔教育委員会〕

特に学校の教師だけでは対応しきれないほど、教育現場の環境が変わりつつある中で…

そろそろ具体的な検討に入っても良い頃では？

Q1. 町部局、教育部局（教育長）それぞれ…
子どもの権利条例の制定についてどう考えるか？

⇒ ・条例制定の必要性の見解や方向性

住み続けたい町にするための施策について

子どもまん中の町にするための今後について

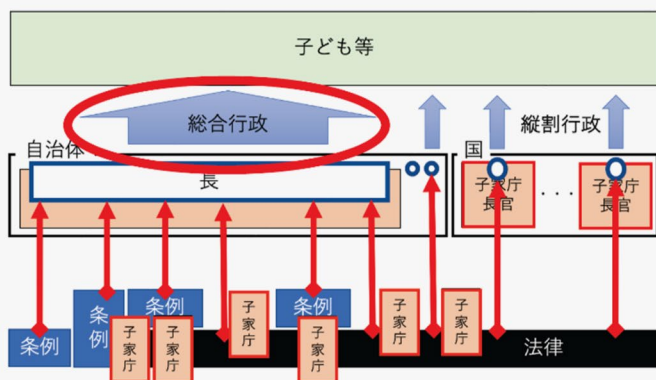
【「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」の必要性の考察】

『葉山町こども計画』には権利という言葉が存在しない。
また、教育委員会マターの分野は計画内には盛り込まれてない。

■ こども基本法と条例制定の意義

こども基本法制定の背景

- 今後、国のこども大綱が定められ、自治体の地方こども計画（都道府県こども計画、市区町村こども計画）が定められてこども施策は実施されることになるが、自治体が根拠を持ってこども施策を総合的に進めていくためには、その仕掛けを条例をもって整えていく必要があること。



◎こども条例（子どもの権利条例）の制定はこども基本法下で求められている。

※東京経済大学現代法学部教授 野村武司 教授の「子どもの権利条例のかたち」より

◆なぜ、条例をつくらなければならないのか

●子どもの権利に関する大人の認識・理解の促進

子どもの権利に対する大人の認識・理解が足りません。それが一つの要因となって子どもの権利侵害状態が生み出されていると言ってもよいでしょう。そこで、私たちは大人として、子どもを見る「まなざし」を変え、子どもへの関わり方を反省し、とらえ直さなければなりません。その契機となるのが条例の制定です。条例制定の過程での議論や制定後の運用を通じて、大人の認識が少しずつ変わっていくと思うのです。すなわち「子どもの権利条例」は、子どもばかりでなく大人のための条例でもあるのです。

●「子どもの最善の利益」を総合的に保障する法的な枠組みづくり

「憲章」・「宣言」・「計画」では、行政への法的拘束力はありませんが、「条例」は、「法」ですから子どもの権利救済や意見表明・参加の仕組みをつくる根拠になりますし、市長が交代したり、行政部局の担当者が替わっても子どもの権利を大切にしたい札幌市の子ども施策を守り、発展させることができるのです。その意味で、「条例」は、子どもの権利条約と札幌の子どもたちをつなぐ架け橋としてよいでしょう。

※札幌市「なぜ、いま『子どもの権利条例』なのか」より

改めて「子どもの権利条例」の必要性を感じますが…?!

Q2. 町長はこの条例の必要性についてどう考えるか？

- ⇒ 前回は、事件や事故があった時に条例という論理の答弁をしているが、子どもの権利条例は、問題を起ささないための条例としての位置づけ!!

住み続けたい町にするための施策について

子育て支援拠点や児童館の今後について

子育て支援拠点のこれから

昨年末までは、子育て支援拠点に関する町の方針は「葉山町こども計画」に記載されている内容だけでなく、公共施設の再編計画を視野に、複合化を図っていくという話だったと理解していました。



予算特別委員会での「町長・教育長質問」の際、福祉文化会館の複合化は具体的なスケジュール等の設定が出来ていないので…
子育て支援拠点については、「葉山町こども計画」通り検討を進めていくとの意向が示されました。

予想外の発言で嬉しい誤算でした。



令和8年3月4日の「教育民生常任委員会」では、『葉山町こども計画に』準じて、長柄地区に1か所、子育て拠点設置の検討を求める陳情審査があり…。※この陳情には560名もの署名が添付されています。

部長の方から、町長の発言と同様に？それ以上に、子育て拠点は民間のチカラを借りる事も視野に、また、学童や児童館のあり方なども複合的に検討を進めて行くとの答弁がありました。

想定以上の内容で更に驚きも倍増!!



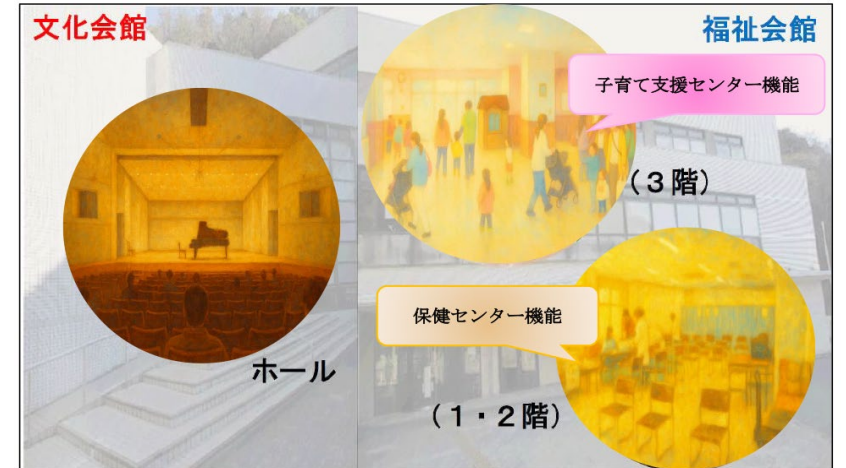
b 福祉文化会館

【今後の方向性】

・福祉会館については、「子育て支援センター機能」及び「保健センター機能」を複合化のうえ、長寿命化を図ります。

・文化会館については、現状維持とします。

図10 福祉文化会館整備後イメージ



※葉山町公共施設等将来構想より

Q1. **今一度、長柄地区での子育て拠点の検討状況や構想案、学童や児童館の今後として考えている事を教えて?!**

⇒ 背景に何が合ったのかは、この際聞くのは止めに…
とは言え、お願いしたいのは、構想案があるのであれば、計画期間内とは言わずにスピーディーに進めていってほしい!!

住み続けたい町にするための施策について

子育て支援拠点や児童館の今後について

R7年度9月定例会からのリマインド

義務教育・学校教育の環境整備について

児童館の有効利活用について

実現に向けたステップの具体例

① 試行的な実施

- ・児童館で月数回「学びと居場所の日」を設けてみる。
- ・NPOやボランティア団体と連携して小規模にスタート。

② 教育委員会との連携

- ・出席扱いの可能性や、学校との情報共有の仕組みを検討。
- ・学校と対立しない位置づけと「チーム学校」制度の構築。

③ 地域を巻き込んだ取り組み

- ・地域住民・保護者にとっても「子どものための新しい場」と理解してもらうことをしっかりと認識してもらうことが重要。
- ・学校を休んでいることが「孤立」ではなく「多様な学びの一つ」と受け止められる環境づくりの推進。

◆町内で連携出来そうな子どもサポート団体…

まだまだ団体はあると思います。

※R7年(2025年)9月定例会 一般質問資料

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

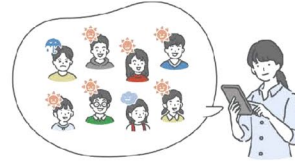
01

1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進

※R7年度9月現在
アプリ等を用いた把握を行っている市町村：411
今後アプリ等の導入を検討している市町村：580

子供たちの心身の状態の変化への気付や相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。

子供たちが自分の心や体に向き合うきっかけを作るとともに、子供や保護者が相談したいことがあるときにワンタッチで教員やスクールカウンセラーにつながるような仕組みを構築します。



02

「チーム学校」による早期支援を推進

SOSをキャッチした後に、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校医等が専門性を発揮して連携し、最適な支援につなげることができるよう、スクリーニング会議やケース会議の開催方法・支援方法を確立します。

自分のクラスに入り、児童生徒が、学習している環境の中で、自分のペースで学習活動ができるようにします。

こども家庭庁とも連携し、子供たちと保護者を包括的に支援するため、必要な福祉部局と教育委員会の持つ子供のデータを連携し関係者で共有します。また、部局間の人事交流や併任発令を促すことにより、福祉部局と教育委員会の連携を強化します。

※文部科学省「COCOLOプラン」(2023. 3月)より

Q7. **是非とも、児童館を「子どもの居場所」として、新たに整備することの協議を進めてほしい！**

- ⇒ 教育委員会と町がタッグを組む最大の理由にもなり、大きな事業になる!!
- ・今年度中に、検討準備委員会の立ち上げ。
- 可能であれば、両担当課からの見解を伺いたい。

※世田谷区「児童館を中心とした子どもの権利の拠点づくり検討会」報告書 2024. 3月より



11

〔福祉部長〕の答弁

- ① 児童館は元々18歳まで自由に利用できる場所
 - ・午前：主に0～3歳児の「遊びの広場」
 - ・午後：学童利用または一般利用
 - ・7施設あり、時間帯によっては空きもある
- ② 不登校児童生徒向けの特別な取組は現状ない
 - ・学校時間に来て、勝手に詰め寄る事もなく指導員は温かく見守る対応をしている
- ③ 今後の可能性としては検討余地あり
 - ・単なる居場所ではなく、学びと連動する形の取組ができる可能性はある

〔教育部長〕の答弁

- ① 方向性としては前向きに検討したい
 - ・児童館など公共施設を活用する可能性はある
- ② ただし「学校的な学び」とは区別が必要
 - ・フリースクールやオルタナティブスクールは違うものと認識している
- ③ “学びにつながるきっかけの場”として有効
 - ・公共施設を活用し、人とつながる場としての役割は有意義
 - ・学びの捉え方次第で連携の形を考えていきたい

Q2. **改めての協議や検討は？**

- ⇒ 是非とも、福祉部と教育委員会とが連携し今後あり方を検討してほしい。



住み続けたい町にするための施策について

公共交通の取り組みについて

買い物や通院などの移動にお困りの方へ

第1地区(長柄・堀内地区)

乗りたい場所と降りたい場所を選ぶだけ

AIオンデマンド型乗合交通

はやまるタクシー

を使ってみませんか?

このステッカーが目印です



電話かウェブで登録する ▶ 乗降ポイント(チラシ中面)を選んで予約 ▶ あとは当日乗るだけ

登録・予約方法はチラシ裏面

運行期間 2025年 2026年 7/1~3/31	運行日時 平日 9:15~14:45	料金 200円または300円 (乗降場所により異なります)
---------------------------------	--------------------------	-------------------------------------

※葉山町HP「はやまるタクシー」より

「はやまるタクシー」現状の機能分析

- ① オンデマンド交通の実証実験(交通政策)
- ② 高齢化社会の移動問題(福祉政策)
- ③ バス減便への代替(地域交通政策)

- AIオンデマンド型乗合交通
 - ・ AIが予約状況から経路を決定
 - ・ 予約制
 - ・ 乗降ポイント方式
 - ・ 平日9:15~14:45
 - ・ 運賃200円または300円

* タクシーでもバスでもない中間型交通

Q1. 現在までの稼働率・利用者状況は?

⇒ 稼働率、利用者数、売り上げ金額は?



委員会等でのヒアリングから、おそらく稼働率は低いものと想定。



「はやまるタクシー」の自己分析

- ① 高齢者には予約が面倒
- ② 思い立って直ぐに乗れない
- ③ 決められた乗降ポイントのみ利用可能
- ④ 運行時間が短い
- ⑤ まだまだ知らない人もいるのでは?

現状は、実証実験という事…。

4月からは、乗降ポイントと運行時間の拡充で今後期待!!

今回着目したのは「ラストワンマイル型」という視点

「ラストワンマイル型」は、生活交通!!

今後の協議の中に、葉山町の「生活交通」をどのように設計するか?を加えてほしい。

仮に現状の「オンデマンド型乗合交通」を拡充しても、次に想定されている「定時定路線交通」を試行しても、**事の本質は…「ラストワンマイル」**
(バス停まで遠い、坂道が多い、広い団地)

* 現行のはやまるタクシーを起点に、ワンランクUPへ!!

住み続けたい町にするための施策について

公共交通の取り組みについて

「ラストワンマイル型」生活交通のイメージ

- 幹線交通 ⇒ 鉄道・路線バス
- 支線交通 ⇒ オンデマンド交通
- ラストワンマイル ⇒ 小型交通/EVカート/地域タクシー



「ラストワンマイル型」葉山モデル

- 幹線交通 ⇒ 京浜急行バス
- 支線交通 ⇒ はやまるタクシー
- ラストワンマイル ⇒ 小型モビリティ



今ある車両
もしっかり
活用します!!



※カナロコ 相模原市 乗車体験



※松戸市グリーンスローモビリティ

Q2. 今後、地域公共交通をどのような方向で構築していく考えなのか？

⇒ どこまで、行政としてフォローするのかの基準はあるのか？

Q3. バス停までの移動や住宅地内の移動など「ラストワンマイル」の視点を踏まえた生活交通の確保についての考えは？



狭隘&坂道
にも対応
します!!



※Spaceship Earth (グリスロ) とは？車両の特徴と自治体の導入事例 2025.06.09

住み続けたい町にするための施策について

葉山の山の整備・保全について

「葉山の山を考える」に参加してみよう

改めて葉山を語る上での山の大切さを痛感した時間!!



企業 x NPO x 学校
パートナーシップミーティング
in 葉山

葉山の山を考える

みなさんの身近にある葉山の山について一緒に考えましょう。

地域や社会の課題解決に向けて、企業・NPO・学校などの多様な主体が、それぞれの強みを活かして連携し、相互に協力しあえるマッチングの機会を提供します。

日時：2026年 **2月22日(日)**
13:30-16:30 (開場 13:00)

会場：葉山町福祉文化会館 大会議室 (葉山町堀内2220)

対象：テーマに関心のある企業・NPO・学校・市民活動団体・住民等

定員：30名 (事前申込制) 費用：無料

申込：右記二次元コードまたは電話にてお申し込みください (2/19まで)。

問合せ：☎046-876-0421 (葉山まちづくり協会)
✉office@hayama-npo.or.jp

主催：神奈川県、NPO法人葉山まちづくり協会
https://www.hayama-npo.or.jp

後援：葉山町

申込用コード

登壇者紹介

▲ 基調講演

石鍋 聡 氏 神奈川県森林組合連合会 <https://www.kenmoriren.jp>

森林組合は、森林所有者が互いに協同して林業経営を行うための協同組合です。神奈川県西部にある10の組合が出資して、木材の販売や資材購入をするために設立した組織が神奈川県森林組合連合会です。連合会では森林組合の指導の他に森林調査・森林整備・木材の販売や加工・人材育成などの事業を行っています。

▲ 事例紹介

小菅 純 氏 二子山系自然保護協議会 <https://www.futagoyama.org>

葉山町・道子市・横須賀市にまたがる約二百万坪の二子山系の自然を守り、地元住民・利用者・行政・土地所有者・市民団体等が協力し、人と自然のバランスの良い関係を構築し、次世代へ伝えるため2009年に設立されました。入山者や利用者の増加、大型台風による自然災害の発生などにより日々変化する二子山系の自然を守るため、関係者間の調整役を担うことを目指しています。

藤本 嶺 氏 一般社団法人 葉山の森保全センター (HFC) <https://hayamanomori.org>

2021年に葉山町を拠点として設立された林業会社です。三浦半島全域の森林を対象として、地域の自然環境に合わせた持続可能なスタイルで森林保全・森林整備を実施します。また、森林資源や森林空間の活用を通して社会と環境への貢献を目指しています。

大橋 マキ 氏 一般社団法人 はっぶ <https://www.happ.life>

葉山町を拠点にガーデニングや農産物を通じて、シニアの暮らしを豊かにするサポートをする団体。コミュニティガーデンの企画運営、リハビリ施設等での園芸プログラム実施、地域のセクター連携で介護予防事業の実施、季節の手仕事を通じた多世代交流など、植物を通じて地域活性化に活動しています。長老たちの道徳を聞き取り、地域の植物活用術をまとめた書籍『葉山和ハーブ手帖』は、発売1ヶ月で重版するなど好評を博しています。

内山 学 氏 葉山竹活、道子竹活 https://www.instagram.com/hayama_takekatsu

葉山竹活は2024年発足の市民主体の活動です。荒廃竹林を整備し、自然体験・防災・教育につなげています。個人宅の竹林を拠点に、竹釘や竹炭、メンマ作りなど地域資源の循環に取り組みしています。竹林は子どもたちの自然学習の場にもなり、竹工や環境教育、防災ワークショップへと発展しつつあります。

会場：葉山町福祉文化会館 大会議室 (葉山町堀内2220)

※施設内の駐車場は限りがりありますので、公共交通機関をご利用ください。

アクセス

< JR 道子駅からお越しの場合 >

① JR 葉山方面バス停 1番 (「道16」次笠駅) 行、
【「道16」湘南国際村センター前 (山回り) 行】、
【「道14」水源地入口 行】にて「葉山小学校」で降り、
徒歩 5分程度。

② 葉山方面バス停 2番 (「道2」葉山) 行、
【「道5」横須賀市民病院】行、
【「道6」長井】行、【「道7」窪島マリーナ入口】行、
【「道7」湖南依草なまきしの丘】行、【道の電力中央研究所】
行にて「葉山小学校」で降り、徒歩 5分程度。

< 京急線道子・葉山駅からお越しの場合 >

南口バス停 1番より、上記バスに乗車ください。

「山に入る自由 vs 私有財産権 vs 里山管理」

先日、NPO法人葉山まちづくり協会が主催する「葉山の山を考える」というイベントが開催されました。当日は、森林保全団体や市民活動団体、企業、行政関係者など100名近い人が参加し、葉山の山の現状や保全活動について報告が行われました。

その冒頭で、山を所有する地権者から寄せられた手紙が紹介されました。そこには「個人所有の山には基本的に立ち入ってほしくない」という率直な思いが綴られていました。

今回質問に至った経緯は、この手紙のメッセージを非常に重く受け止めたからです。



【葉山の山の特徴】

- ・私有林、町有林、保全林、企業保有林が混在。
- ・標高こそ低いものの、三浦半島の中でも自然度の高い里山環境が残されており、多くのハイカーやトレイルランナーが訪れる場所となっている。



こうした背景から、山道の侵食・希少植物の踏圧・竹林の拡大山火事などのリスクなど、管理上の課題も指摘されている。山の利用ルールは存在しない。地権者の善意、町民活動団体の努力、レクリエーション団体の自主ルール等に依存している状態。

住み続けたい町にするための施策について

葉山の山の整備・保全について

Q1. 里山管理の基本方針はもっているか？

- ⇒ 「里山の利用と保全」について基本的な方針を持っているのか？
- ・私有林への立ち入りについて
 - ・レクリエーション利用のルール（トレイルラン・MTB等の大会イベント）

Q2. 林地台帳などの管理はどのようになっているか？

- ⇒ 管理、整備など何をやるのしても、台帳の整備は必要不可欠では？

石岡の想い…

官民連携、
広域連携も
必要です!!



海のイメージが強い葉山ですが、町の面積の多くは山林です。この美しい里山は地権者の方々の理解と町民活動団体の努力によって辛うじて維持されている面もあります。

しかし今後、高齢化や所有者不明森林の問題が進めば、民間だけで管理することは難しくなります。

葉山の山を…

「誰が守り」「誰が使い」「どう次世代に残すのか」

町としての考え方を整理する時期に来ているのではないのでしょうか？



※「葉山の山を考える」の風景／2026.2/22